

「農業者所得補償制度を中心とする農政の展開・検証と国際交渉の帰趨」
に関する第 11 回研究会 概要

日 時：平成 25 年 3 月 6 日（水）14 時～16 時

場 所：財団法人 日本農業研究所

テーマ：2013 年度の経営所得安定対策と担い手対策

説明者：農林水産省経営局経営政策課 平形 雄策 課長

（経営所得安定対策について）

- 平成 11 年に制定された食料・農業・農村基本法において、「価格政策から所得政策への転換」という政策方向が示され、直接支払いによる所得政策へと移行。
- この流れの中で平成 19 年から導入した水田・畑作経営所得安定対策は、一定の要件を満たす認定農業者又は集落営農を対象としており、諸外国との生産条件格差から生じる不利を補正する対策（ゲタ対策。面積払と数量払からなる。）（対象品目は、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ）と、収入減少のあった年の影響を緩和するため減収額補てんをする対策（ナラシ対策）（対象品目は、上記 4 品目＋米）からなる。
- 一方、平成 22 年から実施している戸別所得補償制度は、すべての販売農家を対象として恒常的なコスト割れ部分を交付するもの。畑作物の所得補償交付金（ゲタ対策と同旨。対象品目にそば、なたねが追加）、米の所得補償交付金（ゲタ対策（面積払）の導入）、米価変動補填交付金（米が対象。農家抛出なし。当年産の下落分を補てん）等からなる。
- 平成 25 年度の経営所得安定対策は、24 年度までの戸別所得補償制度と基本的に同じ枠組みで実施し、今後のあり方は 26 年度に向けて検討。

（人と農地の問題解決に向けて）

- 農業就業人口の減少や農業者の高齢化、耕作放棄地の増加等が進む中で、農業を持続的に行っていくためには、経営安定対策だけではなく、農業構造を改善することが重要。土地利用型農業においては担い手への農地の集積を加速化し、また、新規就農者を確保していく必要があり、農地の出し手に対する農地集積協力金や受け手に対する規模拡大交付金、新規就農者に対する青年就農給付金や農の雇用事業等を実施。
- 現在、人と農地の問題を解決するために、集落・地域における話し合いによって、今後の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）、そこへの農地集積、中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方等を定めた人・農地プランの作成を推進しており、1 月末現在、43%の市町村（プラン作成予定のある 1561 市町村中 731 市町村）でプランの作成に至っている。
- プランは随時見直し可能で、市町村によって取り組み方は様々。青年就農給付金の対象者等を中心経営体として位置づけた、市町村全域で 1 つのプランをまず作成した上で、農地の集積について集落ごとに話し合いを進めるところや、学区単位等で、最初から農地の集積までじっくり話し合いを行い、プランを作成するところもある。